

新型コロナウイルス対策支援制度

～日本に住所を持つ全ての外国人も対象～

※各省のHP参照/2020年 6月 4日現在

	名称	対象	内容	申請・問合せ	
給付 (返済不要)	持続化給付金	今年1月から12月までのいずれかの月に、売り上げが去年の同月に比べて半分以上減少	①中小企業等(法人)上限200万円 ②個人事業主 上限100万円	持続化給付金コールセンター 0120-115-570 (平日8時30分～19時)	
	特別定額給付金	日本に住所がある全ての方	1人10万円 ※受給者は原則世帯主	①郵送の申請書に記入後、返信 ②ネットで申請(マイナンバーカード所有者。一部自治体は終了) 特別定額給付金コールセンター 0120-260020(9時～20時)	
	小学校休業等 対応助成金	労働者を雇用する事業主向け	①又は②の子どもの世話をを行う労働者に、年次有給休暇とは別途で有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主 ①臨時休業等した小学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染したなど、小学校等を休む必要がある子ども	〇2月27日～3月31日 日額8,330円(上限) 〇4月 1日～9月30日 日額15,000円(上限)	学校等休業支援金コールセンター 0120-60-3999(9時～21時)
	小学校休業等 対応支援金	委託を受けて個人で仕事をする方向向け	①又は②の子どもの世話のため予定していた業務ができなくなった保護者 ①臨時休業等した小学校等に通う子ども ②新型コロナウイルスに感染したなど、小学校等を休む必要がある子ども	〇2月27日～3月31日 日額4,100円(定額) 〇4月 1日～9月30日 日額7,500円(定額)	
	臨時特別給付金	児童手当受給世帯(申請不要)	児童手当1人1万円上乗せ		各自治体の「子育て世帯への臨時特別給付金」窓口
	ひとり親世帯 臨時特別給付金	①児童扶養手当受給世帯 ②収入が減少した児童扶養手当受給世帯	左記①1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円の加算 左記②1世帯5万円 ※児童扶養手当法上の所得制限限度額以上の所得の方は対象外		各自治体の「ひとり親世帯臨時特別給付金」窓口
	学生支援 緊急給付金	学費を賄うアルバイト収入が大幅に減り就学が難しい大学生	①住民非課税世帯 20万円 ②それ以外10万円		学生が各大学に申請し、大学が推薦リストを日本学生支援機構に提供
	高等学校教育 修学支援新制度	コロナの影響により家計が急変し授業料が払えない学生	授業料・入学金の減免 給付型奨学金		日本学生支援機構 0570-666-301(9時～20時)
	住宅確保給付金	離職・廃業または休業により住居を失う恐れがある方	家賃相当額を自治体から家主に支給 ※原則3カ月、最大9カ月		各市区町村「自立相談支援機構」相談窓口
	貸付 (返済要)	名称	対象	貸付内容	申請・問合せ
生活費の貸付 (緊急小口資金)		コロナにより、収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯	貸付限度額: 20万円 措置期間: 1年以内 償還期限: 2年(24回)以内 ※無利子・連帯保証人不要	【問い合わせ】 個人向け緊急小口資金 総合支援資金 相談コールセンター 0120-46-1999 (9時～21時)	
生活費の貸付 (総合支援資金)		コロナにより、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	貸付金額: ①世帯2人以上=月20万円以内 ②単身世帯=月15万円以内 ※原則3カ月以内 措置期間: 1年以内 償還期限: 10年(120回)以内 ※無利子・連帯保証人不要	【申請先】 各市区町村社会福祉協議会または労働金庫 ※郵送受付可	
セーフティネット 保証4号		売上げが前年同月比2割以上減少した中小企業・小規模事業主	借入債務の100%を信用保証協会が保証/最大2.8億円 ※保証料・金利ゼロの対象	【相談先】 金融機関、信用保証協会 ※近くの民族金融機関で迅速かつ丁寧に相談対応	
セーフティネット 保証5号		売上げが前年同月比5%以上減少した中小企業・小規模事業主	借入債務の80%を信用保証協会が保証/最大2.8億円 ※保証料・金利ゼロの対象		
猶予	名称	対象	猶予期限	問合せ	
	国税の猶予	国税の納付が困難	各税ごとに納付期限の延長設置	国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp	
	地方税の猶予	地方税の納付が困難		市区町村役場の窓口	

※この他、各自治体独自のものや様々な対策支援制度があります。

詳しくは、厚生省HPの「生活を支えるための支援のご案内」または「YAHOO!くらし 新型コロナ対策支援制度のまとめ」などをご覧ください。